

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年12月17日京都市条例第22号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）の一部の施行により、屋外広告物法（以下「法」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 屋外広告物の表示等を禁止する物件の追加

景観法に基づき指定された景観重要建造物及び景観重要樹木並びに京都市市街地景観整備条例に基づき指定された歴史的意匠建造物には、原則として、屋外広告物の表示等を禁止することとします。

2 除却した屋外広告物等の保管等

(1) 法に基づき簡易除却した屋外広告物等を保管したときは、次の事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示して公示することとします。

ア 保管した屋外広告物等の名称又は種類及び数量

イ 保管した屋外広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該屋外広告物等を除却し、又は除却させた日

ウ 屋外広告物等の保管を開始した日及び保管の場所

エ その他保管した屋外広告物等を返還するために必要と認められる事項

(2) 市長は、保管した屋外広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は(1)の公示の日から次に掲げる屋外広告物等の区分に応じそれぞれに掲げる期間を経過してもなお当該屋外広告物等を返還することができない場合において、評価した当該屋外広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該屋外広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができることとします。

ア 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日

イ 特に貴重な屋外広告物等 3月

ウ ア及びイ以外の屋外広告物等 2週間

この条例は、平成16年12月17日から施行することとしました。

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第22号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「屋外広告物法」の右に「（以下「法」という。）」を加える。

第5条の見出し中「建築物等」を「物件」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「建築物等」を「物件」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28

条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(5) 京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定により指定された歴史的意匠

建造物

第35条第1項各号列記以外の部分中「屋外広告物法」を「法」に改め、「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第39条の次に次の3条を加える。

(保管した屋外広告物等の公示及び売却)

第39条の2 市長は、法第8条第1項の規定により屋外広告物又は掲出物件（以下第39条の4までにおいて「屋外広告物等」という。）を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 保管した屋外広告物等の名称又は種類及び数量

(2) 保管した屋外広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該屋外広告物等を除却し、又は除却させた日

(3) 屋外広告物等の保管を開始した日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するために必要と認められる事項

2 前項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示して行う。

3 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による公示の日から次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ当該各号に掲げる期間を経過してもなお当該屋外広告物等を返還することができない場合において、評価した当該屋外広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該屋外広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日

(2) 特に貴重な屋外広告物等 3月

(3) 前2号に掲げるもの以外の屋外広告物等 2週間

4 前項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物等の返還)

第39条の3 法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等の同条第2項に規定する所有者等への返還は、当該屋外広告物等を保管している場所において、別に定めるところにより行うものとする。

(保管した屋外広告物等を売却した代金の返還)

第39条の4 法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等に係る第39条の

2第3項の規定により売却した代金の法第8条第2項に規定する所有者等への返還は、別に定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)